

まちに活気・まちに愛着・まちに自信

“豊かな自然と魅力的な人にめぐまれ、活気に満ちたまち”をめざして

第2次設楽町総合計画

「ともに考えまい。」

とももに考えまほい。

設楽町長 土屋 浩

目次

第1部 計画の概要

- 1 計画の趣旨 3
- 2 計画の位置づけ 3
- 3 計画の構成と期間 4

第2部 基本構想

第1章 したら未来図 7

- 1 設楽町の未来図 7

第2章 基本構想 8

- 1 10年後の将来像 8
- 2 まちづくりの新たな基本理念 9
- 3 まちづくりの行動指針 11
- 4 まちづくりの基本指標 13

第3部 分野別行動指針

第1章 分野別行動指針の中間見直しにあたって 17

- 1 設楽町の概況 17
- 2 設楽町の沿革 18
- 3 設楽町の人口 19
- 4 計画（分野別行動指針）の中間評価 22
- 5 住民の意識 24

第2章 とともに考えまいプロジェクト 32

第3章 分野別行動指針 34

- 1 みんなが主役の全員協働のまちづくり 34
- 2 森と水が生きる環境共生のまちづくり 36
- 3 地域産業の魅力と活力にあふれるにぎわいのまちづくり 38
- 4 安全で快適な暮らしやすいまちづくり 40
- 5 支えあいと助けあいによる安心福祉のまちづくり 43
- 6 人とまちの未来を育む教育文化のまちづくり 46

第4章 計画の推進に向けて 48

1 推進体制 48

2 進捗管理 48

参考資料

1 中間見直し体制 51

2 中間見直し経過 58

第1部 計画の概要

1 計画の趣旨

平成 19（2007）年度から平成 28（2016）年度までの 10 年間、「設楽町総合計画」に基づき、設楽町が目指す将来像である「森と水のちからと人の営みが調和するくらしと出会いのまち」を目指し、町政を進めてきました。

住民一人ひとりの協力と行政努力の相乗効果により、多くの施策に取り組み、効果を上げることができています。しかし、財政状況や少子高齢化、産業振興や環境保全等、取り組まなければならない課題は依然として多く残っています。また、将来的に直面すると考えられる課題にも対応することが求められています。

このような背景から、本町では過去の総合計画を発展させ、新たな課題にも対応できる施策を展開し、平成 29（2017）年度から令和 8（2026）年度までを計画期間とする「第 2 次設楽町総合計画」を策定しました。

なお、地方自治法が平成 23（2011）年 8 月に改正され、総合計画の最上位に位置づけられる基本構想策定の義務付けが廃止されていますが、まちづくり計画的・効果的に進めていくためにはまちづくりの指針となる計画を定めることは必須であるという基本認識の下、本計画を策定しています。

2 計画の位置づけ

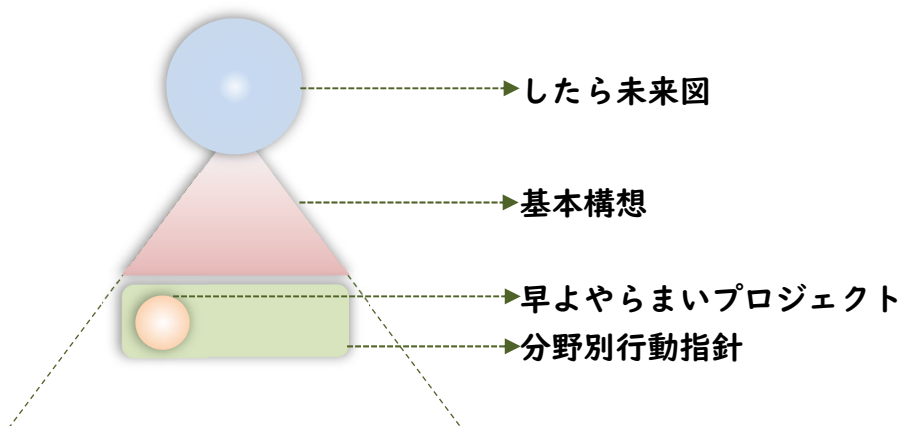
本計画は、別に定める設楽町の 10 年後の将来像の達成及び未来図に一步でも近づくための行政運営の指針とします。また、設楽町が定める各分野の行政計画の最上位に位置づけられるものとし、すべての計画・施策は本計画に準拠して立案・実行します。

3 計画の構成と期間

本計画は、平成 29（2017）年度から令和 8（2026）年度までを計画期間とする、まちづくりの最上位計画です。なお、早よやらまいプロジェクト及び分野別個別指針については、社会情勢に柔軟に対応するため計画期間を 5 年間とし、令和 4（2022）年度に見直しを行いました。

総合計画は次の構成で成り立っており、その内容とねらいは次に示すとおりです。

図表 1-1 総合計画の構成



したら未来図	設楽町の 10 年以上先の長期を見据え、理想となるまちの姿をイメージ化したものです。この未来図に一步でも近づけるまちを目指し、まちづくりの主体となる行政・住民・事業者が心がける取り組みを位置づけます。
基本構想	設楽町の 10 年後の将来像を明確にし、その達成に向けたまちづくりを行う指針として、総合計画の最上位に位置づけます。
早よやらまいプロジェクト	前期 5 年間で取り組むべき重要かつ分野横断的な課題に対する新規施策を掲げます。
分野別行動指針	6 つの行政分野における前後期 5 年間の施策方針を掲げます。また、具体的かつ計画的な推進が必要な施策群については個別計画を位置づけます。

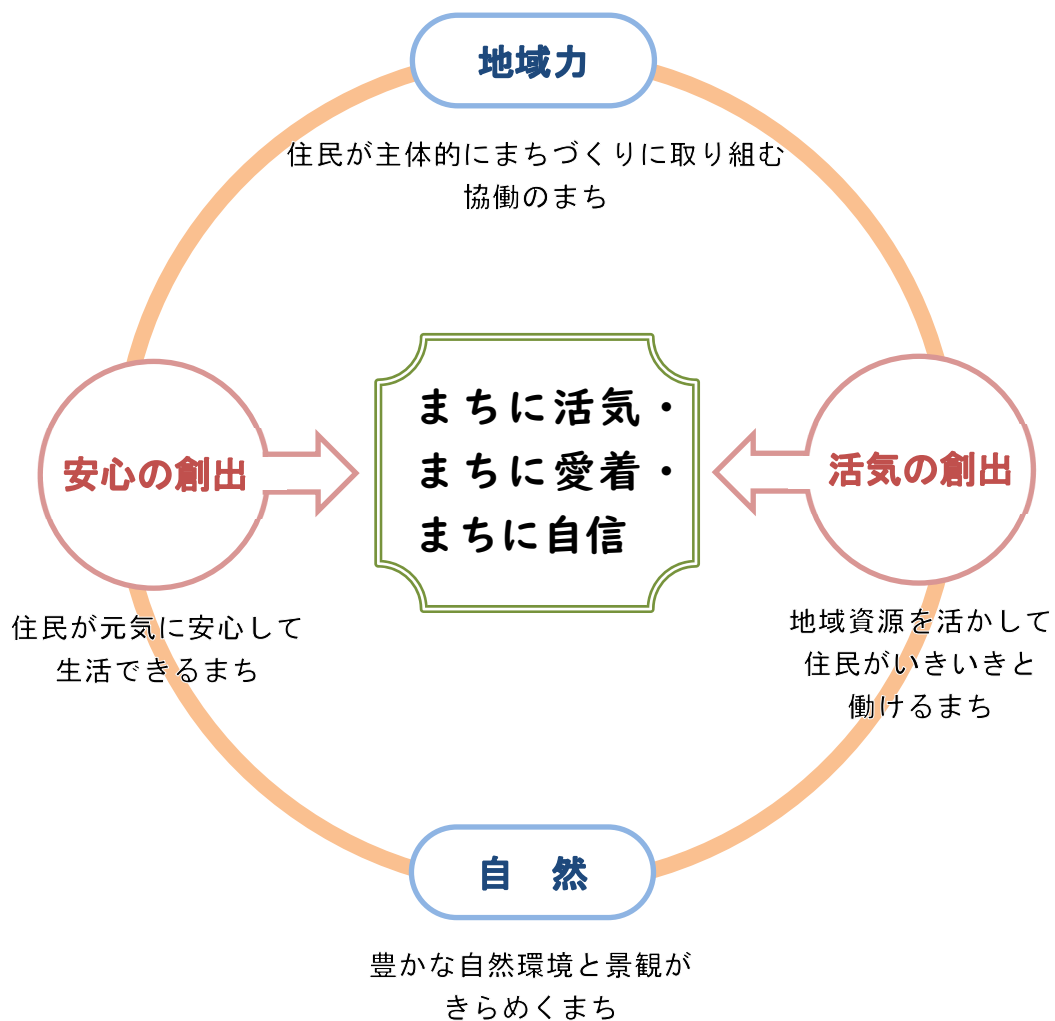
第2部 基本構想

【2017（平成29）年3月議決】

第1章 したら未来図

I 設楽町の未来図

総合計画は今後の10年間の道筋を示すものです。しかし策定のためには、そのもう少し先（15年後、20年後、例えば今の子供たちが成人してまちづくりに関わる頃）の設楽町の姿を描いておく必要があります。



第2章 基本構想

I 10年後の将来像

まちに活気・まちに愛着・まちに自信

“豊かな自然と魅力的な人にめぐまれ、活気に満ちたまち”をめざして

設楽町が育んできた人と自然は、設楽町の未来を担うかけがえのない財産です。人が育ち、人が支えあい、自然が生きるとは、それぞれが本来持っている「力」や「魅力」を十分に発揮している状態であると考えます。そして、その「力」や「魅力」は、設楽町の将来的な活気につながります。

また、設楽町が育てていた人や自然の「力」や「魅力」が生きることによって住民の自尊感情が高まり、自分たちのまちに愛着と誇りを持つことができるようになります。まちへの愛着や誇りは、やがてまちづくりへの主体的な参画にも寄与する重要な概念です。

今ある資源の良さを十分に発揮することによりまちに活気を取り戻し、安心して暮らし続けること。それがまちへの愛着と自信につながっている姿を10年後の将来像として描きます。

2 まちづくりの新たな基本理念

(1) 基本理念

設楽町の10年後の将来像を実現するためには、行政・住民・事業者などのまちづくりの担い手が共通認識を持ち、自分たちのまちを盛り上げていく意識が必要不可欠です。

そこで、まちづくりの担い手が共通して認識すべき基本理念を以下のとおり定めます。

【まちづくりの基本理念】

- したらの「人」が輝く
- したらの「自然」が生きる
- したらの「まち」が持続する

行政が行うあらゆる施策は、この基本理念を前提として計画・実行していきます。

(2) まちづくりの担い手が意識すること

現実の状態を将来像に近づけるためには、行政だけでなく、住民や事業所など、まちづくりに関わる主体が当事者意識を持ち、基本理念を背景として具体的に自分たちにできることを行動することが重要です。

行政のリーダーシップ力と地域マネジメント力の向上、住民のまちづくりへの意識と関心の高揚、事業者の産業振興のための取組みの活性化など、今できることを以下のとおり例示しています。

まちづくりはみんなで進めていくという基本認識の下、将来像の実現に向けて、小さくても大きな最初の一步を踏み出します。

【まちづくりに取り組むための心がけの具体例】

【共通】

- ・住民、事業所、行政が知恵を出し合い、まちづくりを進めます

【行政】

- ・未来のビジョンに向かってチャレンジする行政を目指します
- ・職員一人ひとりが、やりがいと目的意識を持ち、仕事に取り組めます

【住民】

- ・設楽町に関心を持ち、一人ひとりがまちづくりを行う主体である意識を持ちます
- ・地域と交流し、お互いを支えあう意識を持ちます

【事業者】

- ・設楽町の資源（ひと・もの）を積極的に活用します
- ・一事業所ではできない事や問題を共有し、協業・協働の取組みを進めます

3 まちづくりの行動指針

(1) 6つの行動指針

将来像の実現に向けて、町では6つの分野で行動指針を示します。これらの行動指針は、社会情勢や施策の進捗状況を踏まえ、5年を1期として見直しを図ります。

(参画協働)

1 みんなが主役の全員協働のまちづくり

(自然共生)

2 森と水が生きる環境共生のまちづくり

(産業振興)

3 地域産業の魅力と活力にあふれるにぎわいのまちづくり

(居住環境)

4 安全で快適な暮らしやすいまちづくり

(安心福祉)

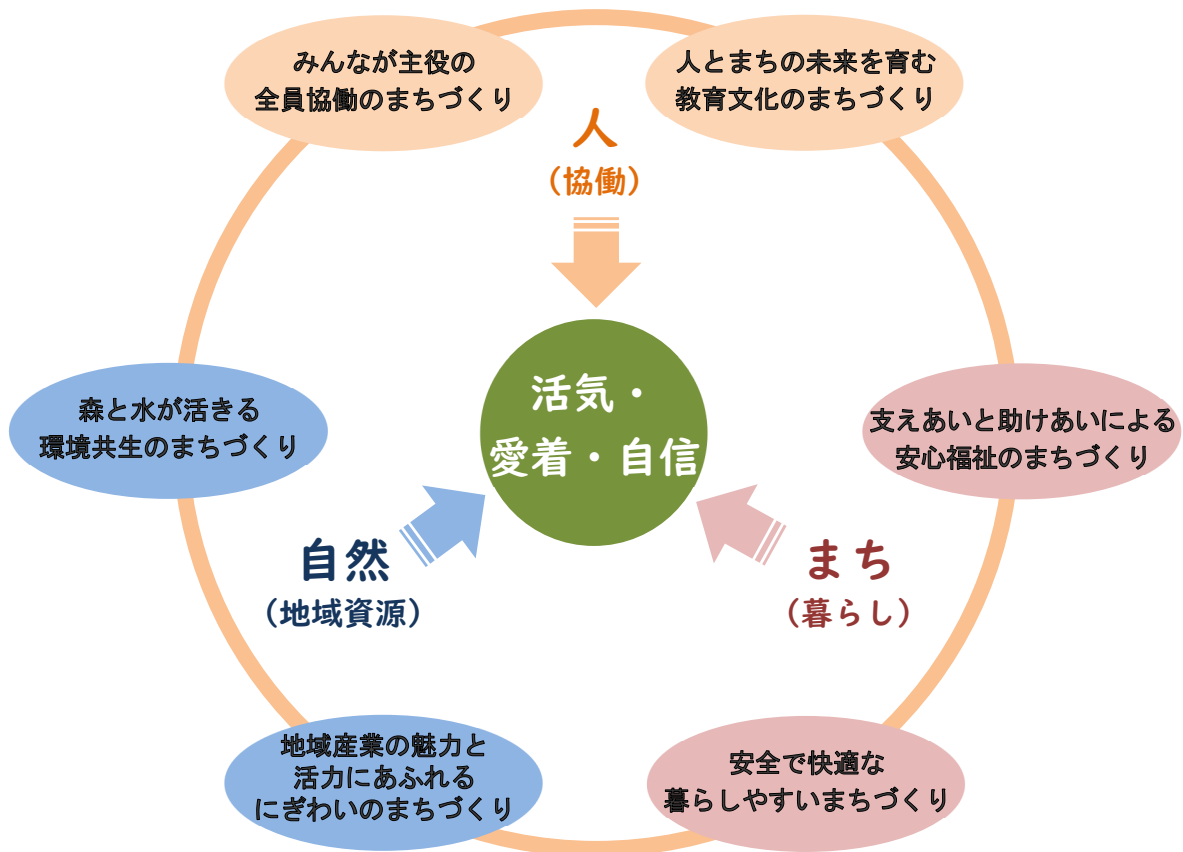
5 支えあいと助けあいによる安心福祉のまちづくり

(教育文化)

6 人とまちの未来を育む教育文化のまちづくり

(2) 将来像や基本理念との関連

6つの行動指針は、10年後の将来像や基本理念を分野別に体現する形で構成されています。



- 人 (協働)** 地域みんながそれぞれの役割を持って語り合い、ひとつになる。
- 自然 (地域資源)** 地域を育み、かつ地域で守るべき存在であり、貴重な産業資源ともなり得る。
- まち (暮らし)** 自主自立の意識が地域の活性化を生み、ひいては安全安心な地域づくりにつながる。

4 まちづくりの基本指標

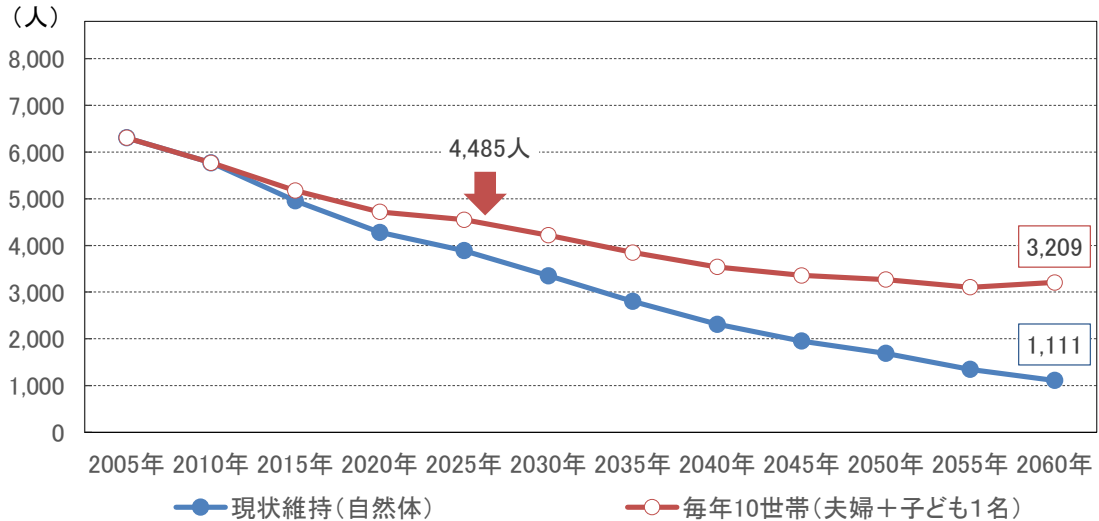
(1) 将来の人口展望

昭和35(1960)年には15,000人近かった設楽町の人口は、平成27(2015)年時点で約5,000人にまで減少しました。もし現状のまま人口減少が続いた場合、2060年には人口が1,100人程度まで減少することが見込まれています。

この人口減少に歯止めをかけるため、設楽町では平成28(2017)年3月に「設楽町人口ビジョン」及び「設楽町総合戦略」を策定し、「子育て世帯(年間10世帯)の移住者を確保する」を目標とした施策を戦略的に実施しています。これにより、2060年に約3,200人程度の人口を維持することが可能です。

本計画は、「設楽町人口ビジョン」で定めた人口展望を踏襲し、「設楽町総合戦略」に基づく施策展開を図ることを前提条件とします。人口ビジョンで推計した内容に従えば、本計画の目標年度である令和8(2026)年には、人口が約4,485人になる見込みです。

図表2-1 将来推計人口



第 3 部 分野別行動指針

第1章 分野別行動指針の中間見直しにあたって

I 設楽町の概況

「設楽町」は、愛知県の北東部に広がる三河山間地域の中央に位置し、名古屋市中心部から約90キロメートル、豊橋市及び豊田市の中心部から約55から60キロメートルの距離にあり、東は東栄町、豊根村、西は豊田市、南は新城市、北は長野県根羽村と隣接しています。

東西約22.4キロメートル、南北約19.7キロメートル、総面積273.94平方キロメートルあり、総面積の約9割を占める山林は、1,000メートル級の山々が連なり、豊川、矢作川、天竜川という三大水系の水源地となっています。

行政、商業の町の中心地で、人家が連担している田口地区、まとまった平坦地が広がり、山間地域では有数の農業地帯となっている名倉地区及び津具地区、国の無形民族文化財の田峯田楽をはじめとする数多くの郷土芸能を保有し、いくつかの河川沿いに小規模な集落が点在している清嶺地区と大きく3つの地域に分けることができます。

町の西部一帯には愛知県内最大級の規模を誇るブナ、ツガなどの林、きららの森「段戸裏谷原生林」が広がり、その景観は水源地のシンボルのひとつとなっています。

2 設楽町の沿革

町の始まりは無土器文化の洪積期であるといわれ、定着農業が始まったのは古墳時代とされています。長い歴史の中でその支配も転々とし、明治維新を迎え廃藩置県により、三河県、伊奈県、額田県等複雑な変遷を重ね愛知県となり県内が15区に分けられ、北設楽郡域は14区に属していました。その後、明治11(1878)年の「郡、区、町村編成法」の発布により、設楽郡が南北に分割され、北設楽郡となりました。

明治22(1889)年の市町村制の施行により第2次町村合併が行われ、田口、段嶺、名倉、振草、津具の各村が誕生しました。

しかし、津具村は合併後1年も経過しない明治23(1890)年6月に分村し、上津具村と下津具村となりました。また、田口村は明治33(1900)年に町制を施行し、郡役所の所在町となり、その後、国・県の行政機関が設置され、郡都として位置づけられました。

「市町村合併促進法」により、昭和31(1956)年9月30日、田口町、段嶺村、名倉村、振草村の一部で旧設楽町が、上津具村と下津具村で津具村が誕生しました。

その後、49年の年月を経過し、「市町村の合併の特例に関する法律」により平成17(2005)年10月1日、旧設楽町と津具村が新設合併して「設楽町」が発足しました。

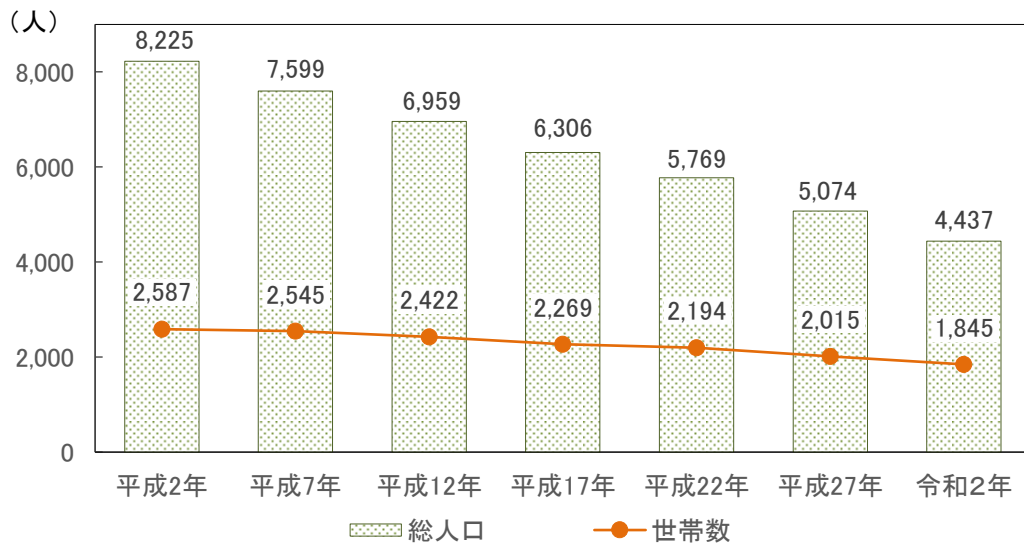
3

設楽町の人口

設楽町の令和2(2020)年の人口は4,437人となっており、平成2(1990)年より約4,000人減少しており、深刻な状況が続いています(図表3-1)。

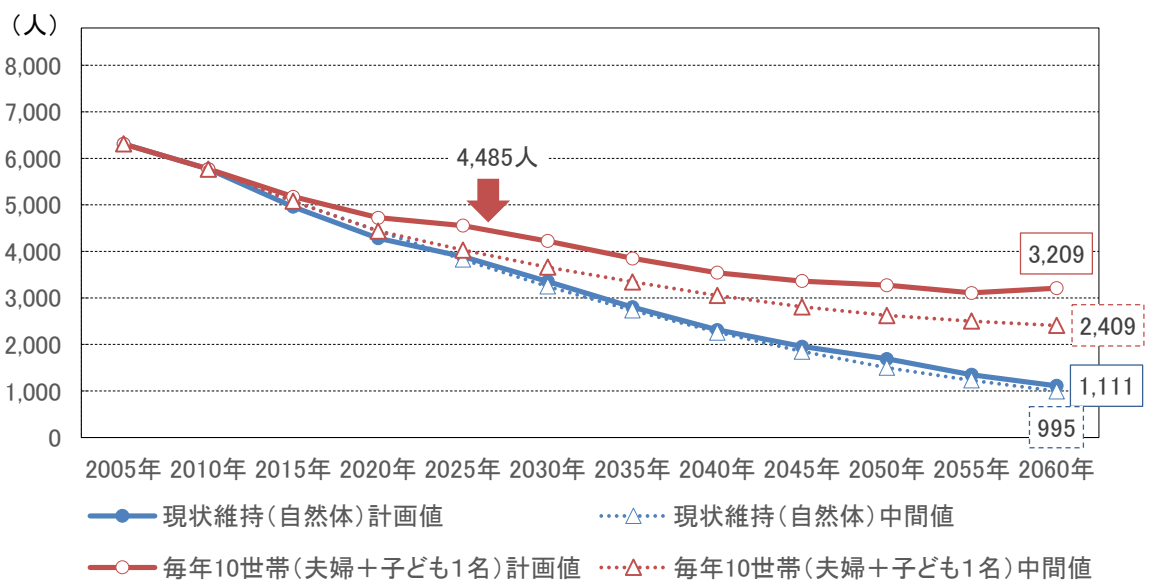
このような状況のもと、現時点(中間)の将来の人口を推計してみると、2060年には1,000人程度まで減少し、毎年、子育て世帯(夫婦+子ども1名)10世帯の移住者を確保すると、2,409人になると推測されます(図表3-2)。

図表3-1 総人口・世帯数の推移



資料：国勢調査

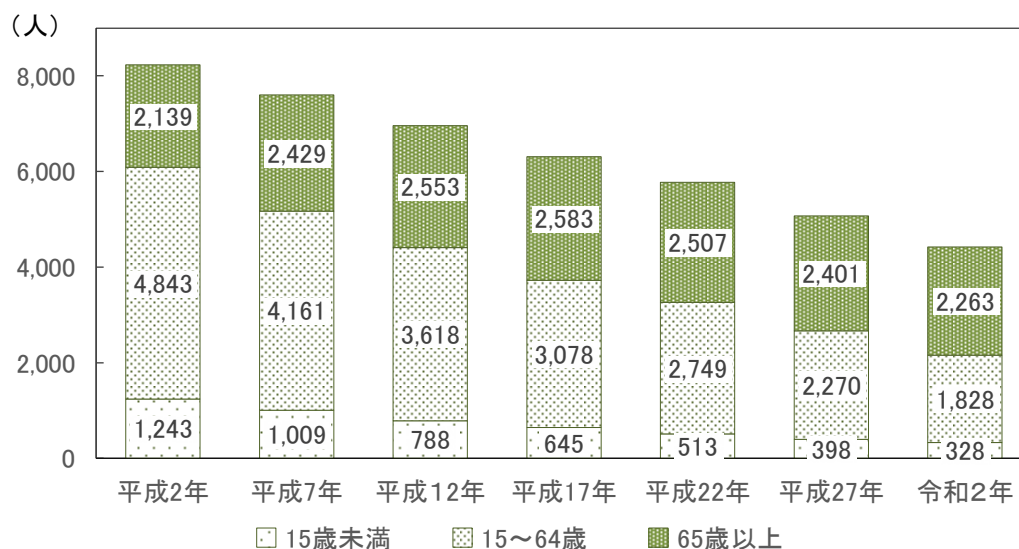
図表3-2 総人口の将来推計(中間)



※中間値の2020年以前は国勢調査、2025年以降は「小地域ごとの簡易人口推計ツール」(名古屋大学大学院環境学研究科附属持続的共発展教育研究センター提供)により推計

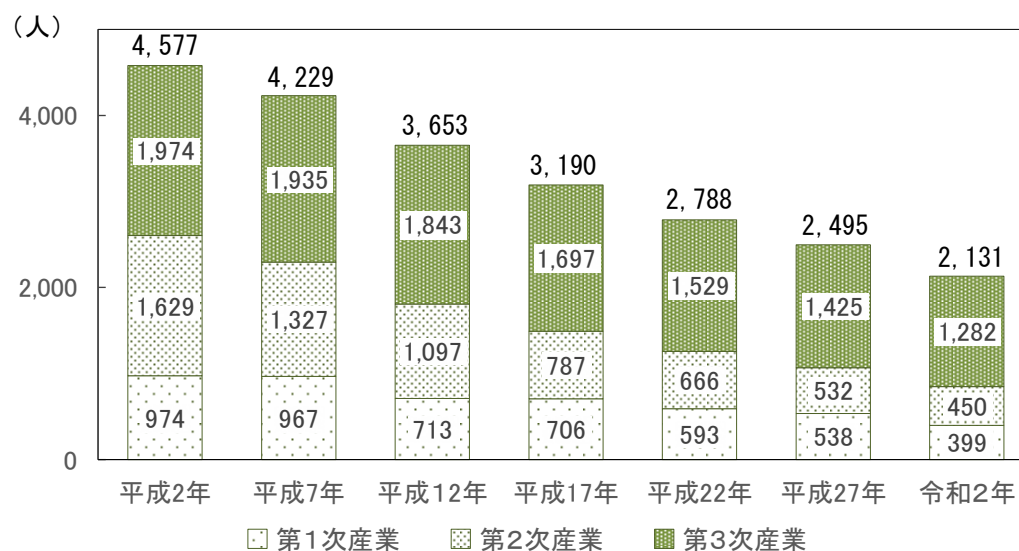
特に、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15歳～64歳）の減少が顕著であり（図表3-3）、これに比例するように、就業者数も顕著に減少しています（図表3-4）。

図表3-3 年齢構成別人口の推移



資料：国勢調査

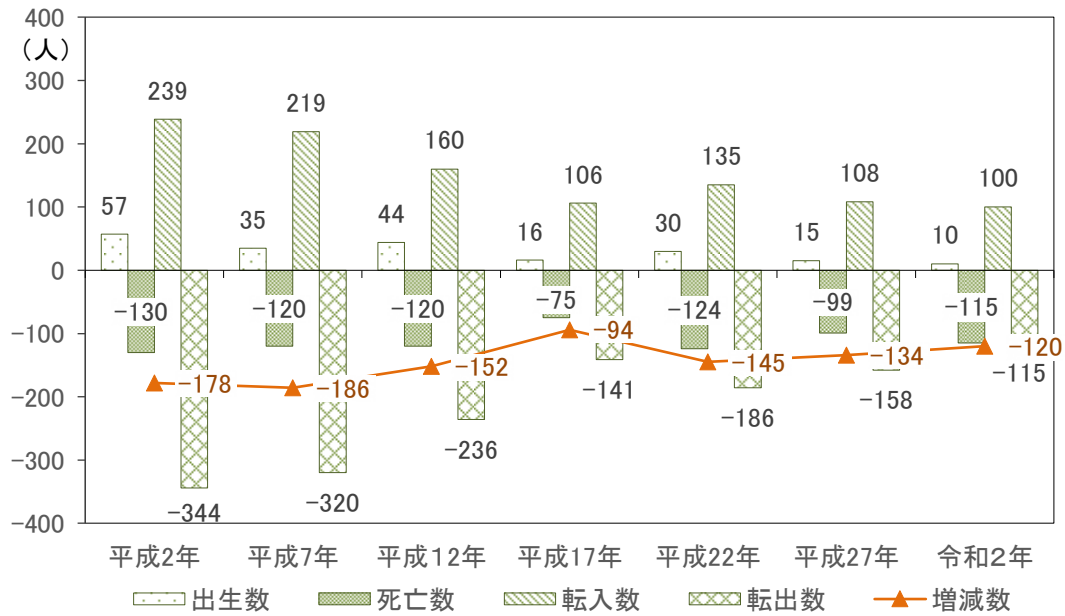
図表3-4 産業分類別就業者数の推移



資料：国勢調査

自然動態（出生・死亡）と社会動態（転入・転出）をみると、死亡が出生を、転出が転入を上回る自然減・社会減の状態が続いていますが、減少傾向は鈍化しつつあります（図表3-5）。

図表3-5 人口増減数の推移



資料：住民基本台帳

4 計画（分野別行動指針）の中間評価

第2次設楽町総合計画の前期5年間では、基本構想に示す6つの行動指針について、各分野別に数値目標や重点施策を掲げるとともに、前期5年間に取り組むべき重要かつ分野横断的な課題に対する新規施策「早よやらまいかプロジェクト」を掲げ、計画の進捗を図ってきました。

「早よやらまいかプロジェクト」の実施状況は、図表3-6のとおりです。令和3（2021）年度までに18項目中、9項目で「プロジェクトを実行し、継続して管理等している（◎）」、8項目で「プロジェクトを推進し、実現に向けて取り組んでいる（○）」状況ですが、「4地域（田口・名倉・清嶺・津具）で小規模多機能自治組織を目指すとともに、地域計画を策定します」のみ「プロジェクトに着手したものの、見直しが必要（△）」となっています。

図表3-6 「早よやらまいかプロジェクト」の実施状況

分野	プロジェクト名	評価
人 （協働） ／ ・ 教育文化 参画協働	4地域（田口・名倉・清嶺・津具）で小規模多機能自治組織を目指すとともに、地域計画を策定します	△
	小中学校にICT環境の整備（Wi-Fi環境やタブレット導入等）を進めます	○
	ALT（英語指導助手）を複数名配置するよう取り組みます	◎
自然 （地域資源） ／ ・ 産業振興 自然共生	使われていない農業ハウス等施設の再利用制度を創設します	◎
	利用価値の低かったチップ材等を搬出するための施業路等を整備します	○
	木質バイオマスなど森林資源の有効活用（精油事業・熱利用等）に取り組みます	○
	清崎地区に道の駅「清嶺」（仮称）を建設します	◎
	清崎地区に歴史民俗資料館（仮称）を建設します	◎
	産業全般の起業創業を支援する制度を新設します	◎
	観光基本計画に基づくアクションプランを実践します	○
	きららの森を理解しその価値を高めるためビジターセンターを整備します	○
まち （暮らし） ／ ・ 安心福祉 居住環境	設楽ダム建設に伴う周辺整備や湖面利用について具体化して取り組みます	○
	老朽化した公共施設の統廃合や適正な管理を進めます	○
	老朽化した杉平南住宅の建て替えを行います	◎
	老朽化の著しい火葬場を見直し新たに建設します	◎
	田口地区の公共下水道を整備します	○
	保育園の延長保育時間を拡大します	◎
つぐ診療所の地域医療連携ネットワーク整備（電子カルテによる情報の共有）を進めます	◎	

※評価基準 ◎：プロジェクトを実行し、継続して管理等している
○：プロジェクトを推進し、実現に向けて取り組んでいる
△：プロジェクトに着手したものの、見直しが必要

各分野別に掲げた数値目標の進捗状況は、図表3-7のとおりです。目標を概ね達成した項目（「目標どおり（A）」及び「概ね目標どおり（B）」）は36項目中20項目と半数程度で、一層の取り組みが必要です。

図表3-7 各分野の数値目標（令和3（2021）年度）の進捗状況

分野	指標名	目標値	実績値	評価
① 参画協働	4地域（田口・名倉・清嶺・津具）で地域計画策定	4地域	0地域	D
	空家バンクを利用して移住した子育て世帯数	50戸	7戸	D
	審議会等における女性の割合	25%	15%	D
	公共施設の床面積削減（～R8(2026)）	83,537㎡から10%削減	5.6% (466㎡)	D
② 自然共生	間伐実施面積（～R2(2020)）	6,336ha	1,792ha	D
	河川の浚渫箇所	10箇所	11箇所	A
	木質バイオマスストーブ補助申請数	20件	18件	B
	環境美化活動実施地区	全町に拡大	29地区/年	B
	ごみの排出量	817g/人日	839g/人日	B
③ 産業振興	生産基盤強化（農地環境整備事業の受益面積）	222.0ha	210.4ha	B
	道の駅（物販）の来場者数（年間）	30万人	195,235人	C
	遊休農地面積	17.4ha	22.8ha	D
	担い手の農地利用集積面積	150ha	159.4ha	A
	新規就農林者数	25人	12人	D
	町外からの入込客数（年間）	60万人	487,289人	B
④ 居住環境	水道管の耐震化率	19%	40%	A
	町道の改良延長	207km	202.5km	B
	林道の舗装延長	95km	100km	A
	橋梁の長寿命化修繕件数	21件	17件	B
	公共交通の住民一人あたりの利用回数	9回/年	7.9回/年	D
	町営住宅の建設数	4棟8戸	4棟8戸	A
	耐震性防火水槽の設置数	5基	0基	D
	住宅耐震改修工事件数	50戸	2戸	D
⑤ 安心福祉	特定健診の受診率	55%	48.6%	D
	「この地域で子育てしたいか」	85%	93.6%	A
	延長保育時間拡大の実施園数	4園	4園	A
	障害者雇用可能事業所数	15箇所	—	—
	要介護等認定率	20.0%	23.9%	D
⑥ 教育文化	図書館利用者数（年間）	6,060人	4,268人	C
	町内中学校から田口高校への進学率	37%	54.5%	A
	スポーツ施設の利用者数（年間）	22,000人	20,091人	B
	資料館入館者数（年間）	10,000人	9,427人	B
	資料館主催の企画展、講座の開設	10件	0件	D
	小中学校におけるWi-Fi環境の整備	7校	7校	A
	中学校生徒数に対するタブレット数の割合	100%	100%	A

※評価基準 A：目標どおり（100%） B：概ね目標どおり（80%以上～100%未満）
（%は進捗率） C：目標をやや下回る（50%以上～80%未満） D：目標を下回る（50%未満）
—：測定・評価不能

5 住民の意識

(1) 意識の把握

町の現状や行政の取り組みに対して、住民の皆さんがどのように感じ、どのようなことに取り組んでいるのかなどについて、具体的に把握し、後期5年間のプロジェクトや施策を検討するため、令和4（2022）年9月に町民意識調査を実施しました。

図表3-8 調査の概要

調査対象	18歳以上の住民
調査方法	住民基本台帳より無作為抽出し、郵送により調査票を配布・回収
調査期間	令和4（2022）年9月1日～15日
調査数	1,000
有効回答数	607
有効回答率	60.7%

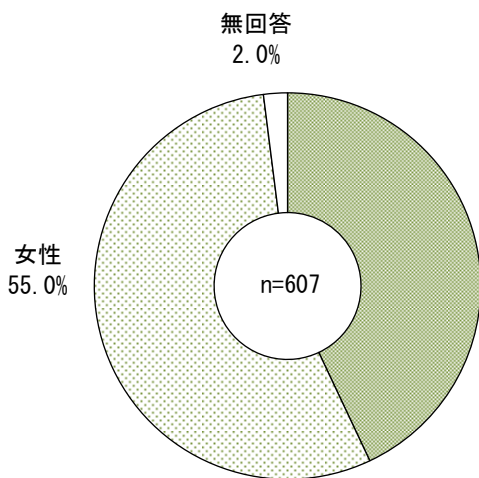
※回答の比率は、各設問の回答者数を基数（n）として算出しました。したがって、複数回答の設問については、すべての比率を合計すると100%を超えます。

※回答率（%）は、小数点第2位以下を四捨五入したため、単数回答であっても100%にならない場合があります。

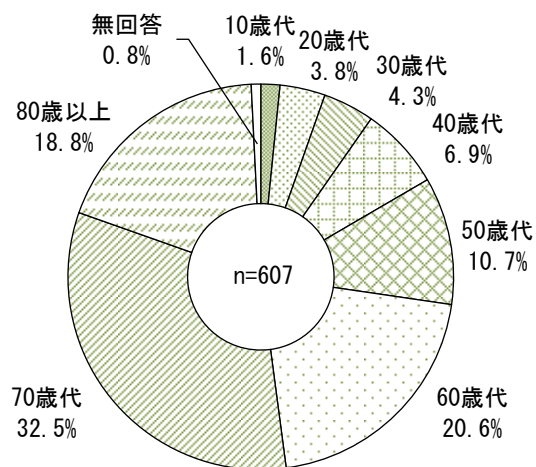
※平成28（2016）年11月に本町が実施した「設楽町民意識調査」の結果と比較分析を行った項目があります。それぞれの結果を「平成28（2016）年調査」「令和4（2022）年調査」と表しています。

※調査結果のより詳しい内容（報告書）は、企画ダム対策課にて閲覧することができます。

図表3-9 性別



図表3-10 年齢別

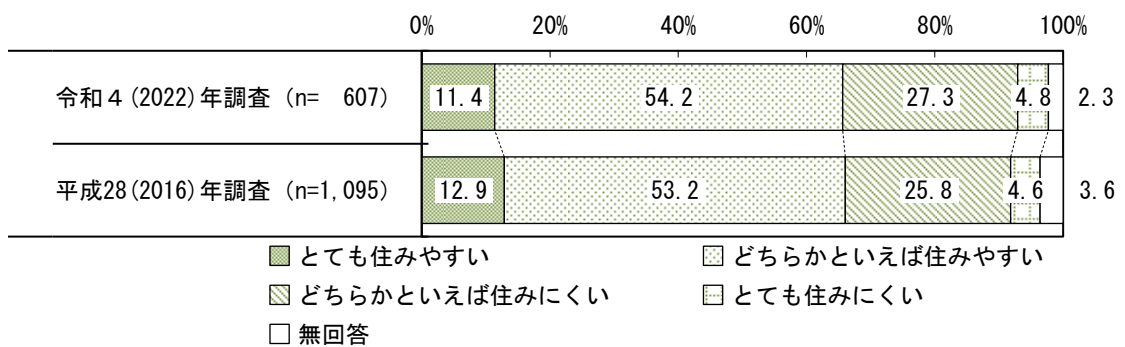


(2) 住みやすさ

設楽町は住みやすいまちだと思うかたずねたところ、「とても住みやすい」(11.4%)と「どちらかといえば住みやすい」(54.2%)を合わせた《住みやすい》は65.6%と、「とても住みにくい」(4.8%)と「どちらかといえば住みにくい」(27.3%)を合わせた《住みにくい》の32.1%を大きく上回っています。

これを前回(平成28(2016)年)の調査と比較しても、《住みやすい》、《住みにくい》とも、あまり変化はありません。

図表3-11 設楽町は住みやすいまちか

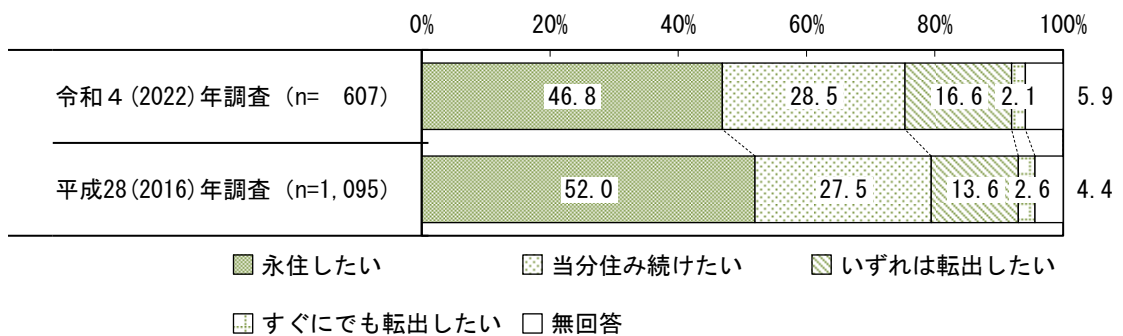


(3) 今後の居住意向

設楽町に今後も住みたいかたずねたところ、「永住したい」(46.8%)と「当分住みたい」(28.5%)を合わせた《住みたい》は75.3%と、「すぐにでも転出したい」(2.1%)と「いずれは転出したい」(16.6%)を合わせた《転出したい》の18.7%を大きく上回っています。

これを前回(平成28(2016)年)の調査と比較しても、《住みたい》、《転出したい》とも、大きな変化はありません。

図表3-12 設楽町に今後も住みたいか

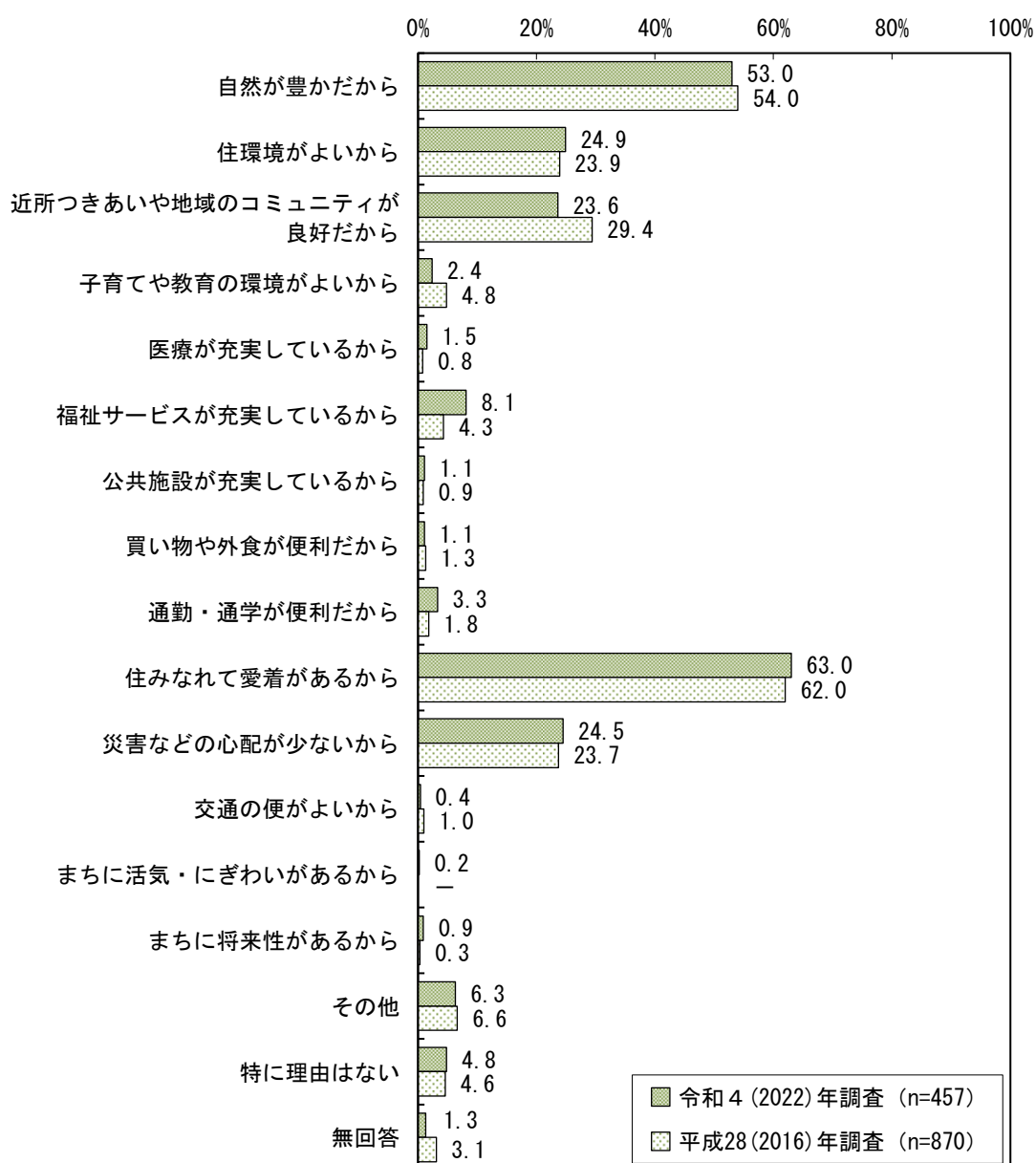


(4) 《住み続けたい》理由

《住み続けたい》方にその理由についてたずねたところ、「住み慣れて愛着があるから」が63.0%と最も高く、次いで、「自然が豊かだから」が53.0%、「住環境がよいから」が24.9%、「災害などの心配が少ないから」が24.5%、「近所つきあいや地域のコミュニティが良好だから」が23.6%となっています。

前回（平成28（2016）年）の調査と比べると、「近所つきあいや地域のコミュニティが良好だから」が5ポイント程度低下しています。

図表3-13 《住み続けたい》理由（3つまで回答）

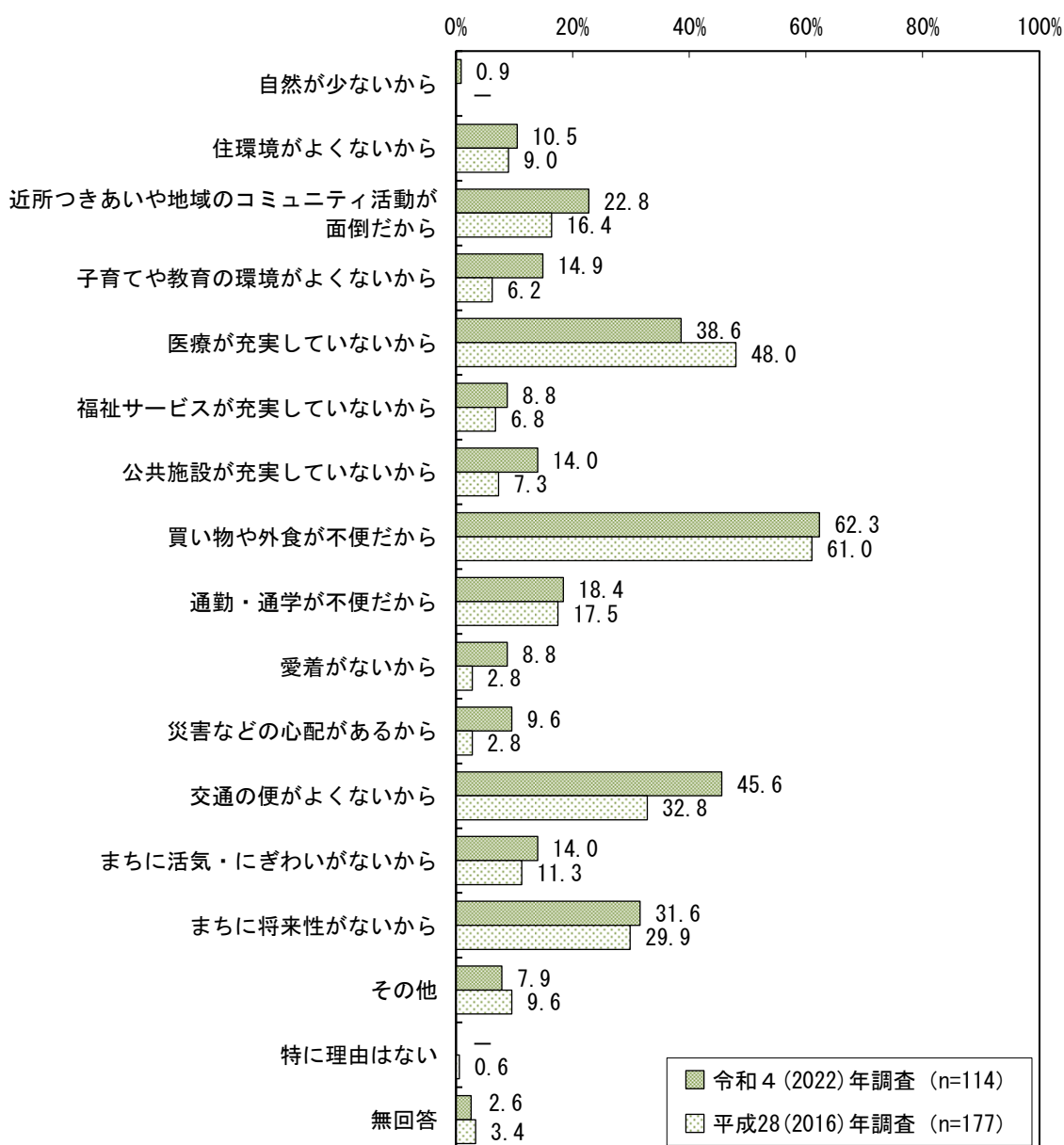


(5) 《転出したい》理由

《転出したい》方にその理由についてたずねたところ、「買い物や外食が不便だから」が62.3%と最も高く、次いで、「交通の便がよくないから」が45.6%、「医療が充実していないから」が38.6%、「まちに将来性がないから」が31.6%、「近所つきあいや地域のコミュニティが面倒だから」が22.8%となっています。

これら上位項目について前回（平成28（2016）年）の調査と比べると、「交通の便がよくないから」が10ポイント以上上昇し、「近所つきあいや地域のコミュニティが面倒だから」が5ポイント程度上昇している一方、「医療が充実していないから」が10ポイント程度低下しています。

図表3-14 《転出したい》理由（3つまで回答）

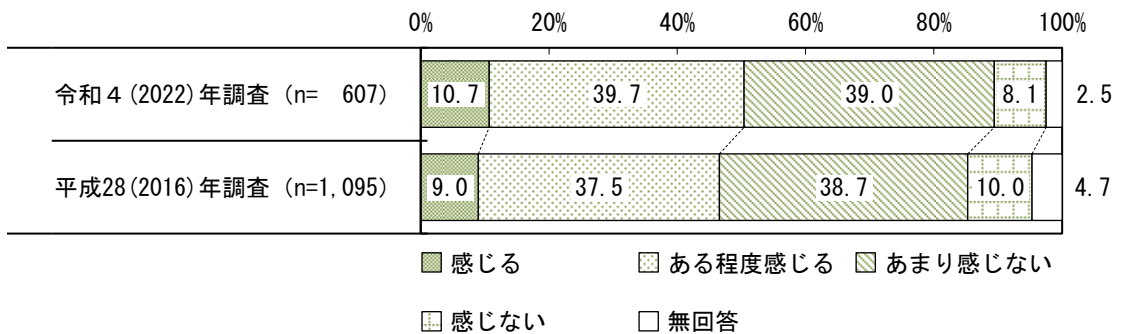


(6) まちの魅力や誇り

設楽町に魅力や誇りを感じるかたずねたところ、「感じる」(10.7%)と「ある程度感じる」(39.7%)を合わせた《魅力や誇りを感じる》は50.4%となっている一方、「感じない」(8.1%)と「あまり感じない」(39.0%)を合わせた《魅力や誇りを感じない》が47.1%と、ほぼ同程度となっています。

これを前回(平成28(2016)年)の調査と比較しても、《魅力や誇りを感じる》、《魅力や誇りを感じない》とも、大きな変化はみられません。

図表3-15 設楽町に魅力や誇りを感じるか

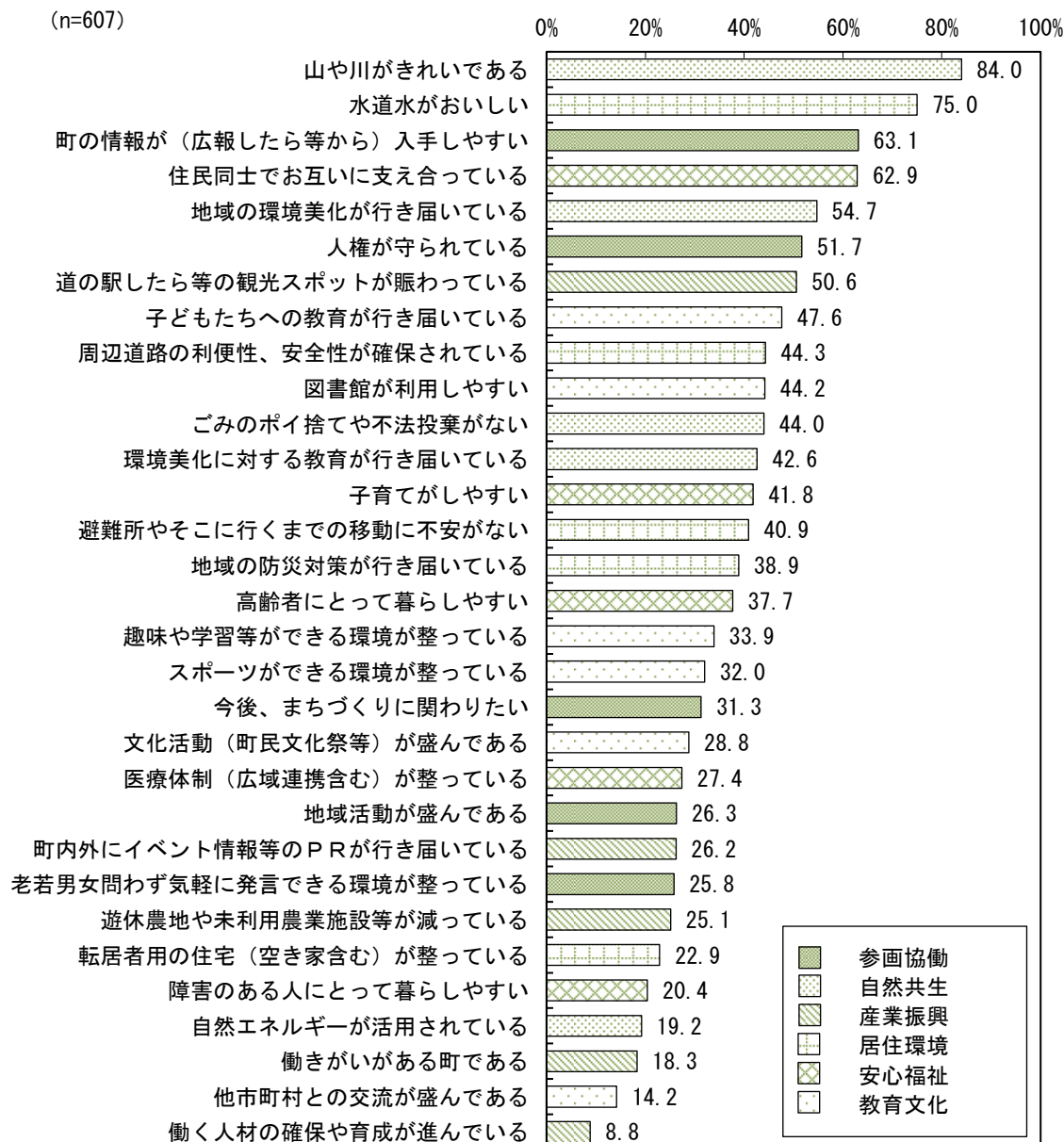


(7) まちの現状に対する意識

分野別行動指針に沿った6つのカテゴリー（設楽町の①自然、②産業、③居住環境、④福祉・健康、⑤教育・生涯学習、⑥協働のまちづくり）ごとにまちの現状に対する認識についてたずねたところ、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた値が最も高いのは「山や川がきれいである」（84.0%）で、最も低いのは「働く人材の確保や育成が進んでいる」（8.8%）となっており、5割を超えているのは31項目のうち7項目にとどまっています。なお、分野による偏向は特にみられません。

図表3-16 まちの現状に対する意識

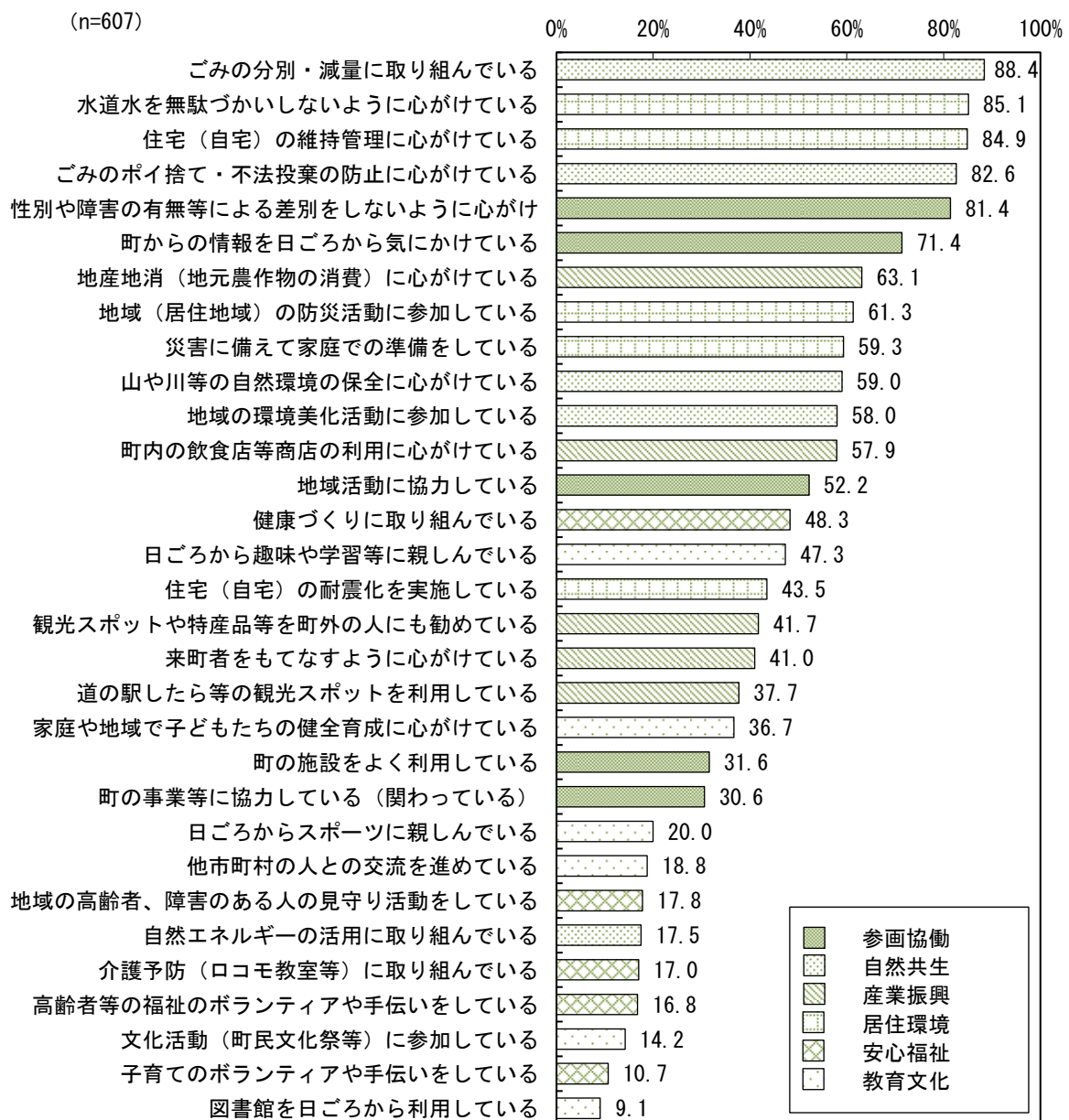
(n=607)



(8) 住民のまちづくりに関する取組状況

分野別行動指針に沿った6つのカテゴリー（設楽町の①自然、②産業、③居住環境、④福祉・健康、⑤教育・生涯学習、⑥協働のまちづくり）ごとに住民のまちづくりに関する取組状況についてたずねたところ、「取り組んでいる」と「ある程度取り組んでいる」を合わせた値が最も高いのは「ごみの分別・減量に取り組んでいる」（88.4%）で、最も低いのは「図書館を日ごろから利用している」（9.1%）となっています。5割を超えているのは31項目のうち13項目あります。なお、自然分野と居住環境分野が上位、福祉・健康分野と教育・生涯学習分野が下位にある偏向がみられます。

図表3-17 住民のまちづくりに関する取組状況



第2章 ともに考えまいプロジェクト

前期5年間の「早よやらまいかプロジェクト」18項目のうち、「4地域（田口・名倉・清嶺・津具）で小規模多機能自治組織を目指すとともに、地域計画を策定します」のみ、プロジェクトに着手したものの、見直しが必要となっています。前期5年間では、行政が主体的にできること、主導できることなどのプロジェクトは進みましたが、地域計画の策定等という行政と住民、事業所、地域組織等との「協働」が必須なプロジェクトはあまり進みませんでした。

町民意識調査結果のうち、設楽町に《住み続けたい》理由（27頁参照）と《転出したい》理由（28頁参照）からは、近所つきあいや地域のコミュニティ活動が敬遠され、低下しつつあることがうかがえます。

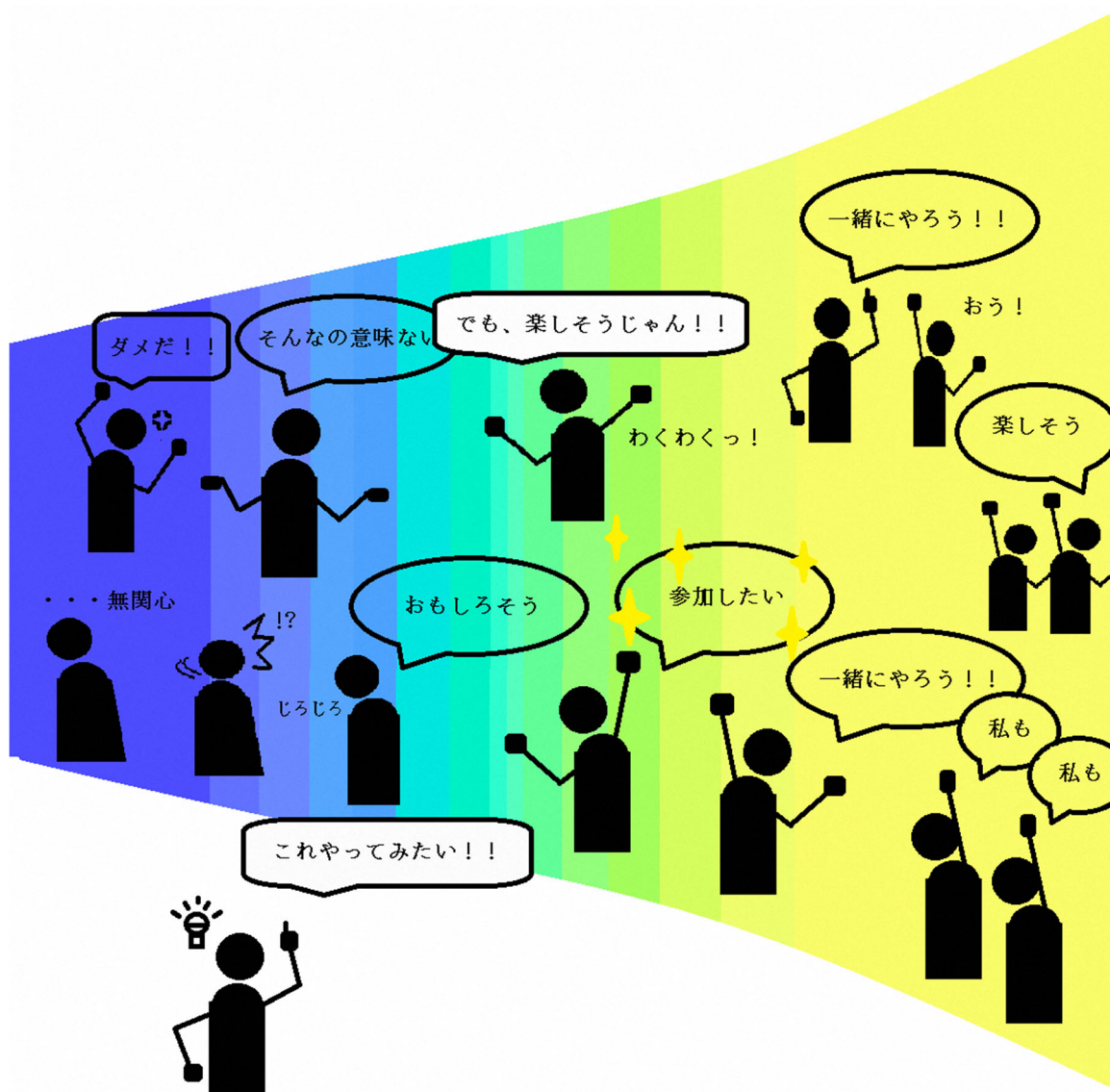
このまちに「住み続けたい」と思っている住民のみなさん、とりわけ、将来を担う若者や子どもたち、また、町外から移住したり、訪れるみなさんが、「住んでよかった」、「訪れてよかった」、「関わられてよかった」と思えるようにしていくため、まちづくりや地域の様々な活動等に対しては、否定ばかりせず、応援したり、一緒にやろうという雰囲気が広まっていくことが大切です。

これまでの4地域における自治活動や地域内のコミュニティ活動を生かしつつ、さらに小単位での意欲的な活動の活発化を図るなどして、一歩ずつ一緒にやろうという雰囲気づくりを進め、「協働」の好循環を創り出していきます。その結果、「まちに活気」が少しずつ取り戻され、それに関わり、取り巻く人たちが「まちに愛着」を抱き、それが広まることにより、「まちに自信」がもたらされると考えられます。

そこで、「早よやらまいかプロジェクト」の実施状況を踏まえ、「協働」のまちづくりに向けた取り組みを「ともに考えまいプロジェクト」として、後期5年間で集中的に展開していきます。

なお、前期5年間で実行または推進した「早よやらまいかプロジェクト」は、第3章の分野別行動指針における「重点施策」等に位置づけ、取り組みの推進や更なる充実を図っていきます。

図表 3-18 「ともに考えまいプロジェクト」の目指すイメージ



※ここでは、行政、住民、事業所、地域組織等の立場の違いにかかわらず、あらゆる人がまちづくりに関わり合っていけるようになることをイメージしています。

第3章 分野別行動指針

I みんなが主役の全員協働のまちづくり

(1) 現状と課題

住民、事業所、地域組織及び行政等が連携し、協働したまちづくりを進めてきたものの、住民、行政ともに協働の必要性が明確でなく、思うような進捗に至っていません。また、行政もまちづくりに対しどう関わればよいか手探りの状態です。まずは、住民協働に至るまでの過程を明確にし、持続可能な方法を検討する必要があります。そのためには、既存の行政区単位での考え方などにとらわれることなく、お互いが尊重しつつ、老若男女を問わず活躍できる環境や体制を考えていくことも重要です。

一方で、行政だけに頼る手法でなく、自助、互助、共助、公助の順に考えていくことも必要です。

移住者に関しては、町の産業含め、担い手になっていただけるよう取り組みを行っていくとともに、住居がないなど受け入れに関する課題があるため、検討していく必要があります。また、町外からの短期的に地域に入れる仕組みや体制も同時に検討していかなければなりません。

(2) 施策の方向

① 協働の意識づけ

- 行政、住民ともに、協働が必要な理由の理解を深めていき、協働への足がかりとします。

② 移住・定住対策の推進

- 交流人口から関係人口へ発展させる施策を推進します。

※「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉です。

- スタートアップへの支援を行い、住んでみたい、住み続けたい町になる取り組みを行います。

※スタートアップとは、新しいビジネスモデルや市場を開拓することで成長する企業や事業のことを指します。

- この町で暮らしていく、暮らし続けていくために必要なチャレンジに寛容な風土づくりを進めます。

③ 人権尊重のまちづくり

- 関係団体との連携や意識啓発により、人権意識を高めていきます。
- 多様な社会参画を促進し、男女共同参画社会の形成やジェンダー平等を目指します。

④ 行財政改革の推進

- 行財政改革を推進し、自治体財政の健全化に取り組みます。
- 公共施設やインフラの維持・改修に基づく費用を精査、検討し、不要な施設の整理・統合も見据えた適正管理を推進します。

(3) 重点施策

- ◇ 協働理解に関する勉強会の開催
- ◇ 特定地域づくり事業協同組合を活用した魅力ある町であることの広報活動
- ◇ 起業やベンチャーなどのチャレンジへのバックアップ体制づくり
- ◇ まちの課題解決等に継続的に関わる機会の提供による関係人口の創出・拡大
- ◇ 男女共同参画住民会議を通じた男女共同参画施策の推進
- ◇ 現状と将来性を見据えた行財政運営に基づく適正な事業実施
- ◇ 各施設（類型ごと）の再編計画（個別計画）による公共施設保有量の縮減（延床面積の削減）

(4) 成果指標

指標名	現状値 (R3)	目標値 (R8)	出所
まちづくりに関わりたいと思う人の割合	31.3%	40%	町民意識調査
この町に住み続けたい人の割合	75.3%	80%	町民意識調査
審議会等における女性の割合	15%	25%	町男女共同参画基本計画
公共施設の床面積（83,537㎡）の10%削減（累計）	466㎡	8,354㎡	町公共施設等総合管理計画

【参考】関連計画

- ・ 設楽町第2期総合戦略（令和2(2020)～令和6(2024)年度）
- ・ 第二次設楽町男女共同参画基本計画（令和元(2019)～10(2028)年度）
- ・ 設楽町公共施設等総合管理計画（平成29(2017)～令和8(2026)年度）

2 森と水が活きる環境共生のまちづくり

(1) 現状と課題

豊かな自然環境を保全するべく、山の適正管理を行っています。引き続き、適正管理を行うためには、間伐の実施面積を拡大する必要がありますが、人材が不足している状況です。

また、再生可能エネルギーとして、森林資源や木質バイオマスなどの可能性を見だし、地元利益が得るような仕組みづくりを検討していく必要もあります。

さらに、ごみのポイ捨てや不法投棄対策も引き続き行っていく必要があります。ごみの減量や再資源化の環境保全意識を住民とともに高め、自然と共生したSDGsを目指していくべきと考えます。

(2) 施策の方向

① 森林・水源の保全と魅力づくり

- 設楽町内外の人々が、町内の自然環境を守る意識を高めることができるよう、広報活動や教育を通して啓発します。
- 間伐を積極的に推進し、適切な森林保護に努めます。
- 河川の適切な維持管理等を行い、自然に親しみやすい環境づくりに努めます。

② 環境資源の有効活用による循環型社会づくり

- 自然エネルギーを活用した循環システムの構築のための調査・研究を行います。
- 自然エネルギーの利活用について、住民、事業者、行政が協働で取り組む体制を構築し、あわせて各種支援を実施します。
- 木質バイオマス、小水力発電の可能性と利活用の方策を検討し、推進します。
- 地球温暖化の影響に関する教育に取り組みます。
- 官民が一体となった広域的な連携により、設楽ダム水没エリアほか地域の森林資源の有効活用に取り組みます。

③ 環境衛生対策の充実

- 地域の環境美化活動に取り組む機会を創出し、住民の環境美化意識を育てます。
- 適切なおみ処理に努め、清潔な生活環境を実現します。
- 「設楽町空き缶等のポイ捨て防止に関する条例」に基づいた活動を推進し、生活・自然環境の悪化を防止します。
- 住民、事業者、行政が協力し、ごみの減量や再資源化に向けた取り組みを進めます。

(3) 重点施策

- ◇ 環境保全意識向上のための取り組みの推進
- ◇ 間伐の積極的な推進
- ◇ 河川の適切な維持管理等の実施による自然に親しみやすい環境づくり
- ◇ 森林資源について木質バイオマス等による効率的な利活用の充実
- ◇ 東三河森林活用協議会の着実な運営及び有効活用施策の検討・推進
※東三河森林活用協議会は、ダム支障木をはじめ地域の森林資源の有効活用を目的として、町内外の発電・木材関連の事業者、団体等で構成する設楽町主導の組織です。
- ◇ 分別収集の徹底によるごみの減量化や資源リサイクルの推進
- ◇ ポイ捨てや不法投棄等、ごみを捨てづらい環境づくり

(4) 成果指標

指標名	現状値(R3)	目標値(R8)	出所
間伐実施面積（累計）	1,792ha	5,100ha	町森づくり基本計画
河川の浚渫箇所数（累計）	11箇所	16箇所	町建設課
木質バイオマスストーブ補助申請数（累計）	18件	20件	町企画ダム対策課
環境美化活動の実施団体数	8団体/年	13団体/年	町生活課
ごみの排出量	839g/人日	817g/人日	北設広域事務組合
うち資源ごみの排出量	166g/人日	207g/人日	北設広域事務組合

【参考】関連計画

- ・設楽町地域新エネルギービジョン（平成20(2008)年度～）
- ・設楽町木質バイオマス利活用重点ビジョン（平成21(2009)年度～）
- ・第2次設楽町森づくり基本計画（令和2(2020)～11(2029)年度）

3 地域産業の魅力と活力にあふれるにぎわいのまちづくり

(1) 現状と課題

地域産業の後継者不足や担い手が不足しているため、特に農林業で深刻な状況になっています。農業では担い手が不足することで、遊休農地の解消や農地利用集積面積の拡大に支障をきたしています。地域資源を活かすためには、移住者だけに頼るのではなく、企業等多様な担い手を考えていく必要があります。

観光の面でも受け入れ体制が整っておらず、活力ある地元事業所を活かしきれいていません。設楽ダムの建設を含め、観光基盤を強化し、町内産業を維持・継続していく必要があります。

担い手、さらには、関係者を増やすためには、町の知名度が低いため、まず「設楽町」を知ってもらい町に来てもらう必要があります。オリエンテーリング等を介して「設楽町」を知ってもらい、町の関係人口が増えるような取り組みを行い、町の活性化につなげていく必要があります。

(2) 施策の方向

① 農林水産業の振興

- 農林水産業を担う人材の確保・定着及び育成の支援
- 利用度の低いチップ材や端材等の搬出を促進するとともに、貴重な地域資源として有効活用に取り組みます。
- 農林水産業の生産基盤及び流通体制を強化するための支援をします。

② 商工業の振興

- 商工業を担う人材の確保・育成を支援します。
- 観光施設と連携し、町外からの集客を図ります。
- 町内消費を促進します。

③ 資源活用のしくみづくり

- 遊休農地や未間伐森林等を新たな地域資源として活用します。
- 観光施設の適正な管理運営（経営）を進めます。
- 地域特産品の発掘・改良に取り組みます。
- 東三河森林活用協議会と連携し、森林資源の価値を高めつつ、需要拡大を図ります。
- 観光まちづくりを担う人材の確保・育成を進めます。

④ 観光資源の発展と魅力発信

- 観光基本計画に基づき、地域産業を活かし、地域づくりと連動した観光施策を推進します。
- 特産品・地域資源の魅力を発掘・発信します。
- 設楽ダム建設に伴う周辺整備や湖面利用について計画を策定します。

(3) 重点施策

- ◇ 産業を担う人材の確保と育成支援
- ◇ 地域産業と連携し、かつ地域づくりと連動した観光振興
- ◇ 遊休農地の削減や未利用農業施設等の有効活用の推進
- ◇ 低質材（チップ材等）の搬出量の増加及び有効活用の検討
- ◇ きららの森の新たな整備
- ◇ 道の駅をはじめとする観光施設と連携した、観光入込客を呼び込むための取り組み
- ◇ 商工会と連携した取り組みによる、町内商店等の利用の促進
- ◇ 関連事業者等と連携した、特産品や地域資源の発掘、情報発信等
- ◇ 設楽ダム周辺整備や湖面利用にかかる具体的検討
- ◇ 創業支援事業計画に基づく起業支援の実施

(4) 成果指標

指標名	現状値 (R3)	目標値 (R8)	出所
新規就農林者数（累計）	12 人	25 人	町産業課
担い手の農地利用集積面積	159.4ha	284.0ha	町産業課
農地環境整備事業の受益面積	210.4ha	222.0ha	町建設課
遊休農地面積	22.8ha	20.5ha 以内	農地の利用状況調査（農林水産省）
道の駅（物販）の来客数（年間）	195,235 人	300,000 人	町産業課
観光入込客数（年間）	487,289 人	600,000 人	県観光レクリエーション統計

【参考】関連計画

- ・ 設楽町観光まちづくり基本計画（平成 29(2017)～令和 9(2027)年度）
- ・ 第 2 次設楽町森づくり基本計画（令和 2(2020)～11(2029)年度）

4 安全で快適な暮らしやすいまちづくり

(1) 現状と課題

持続可能な暮らしやすい環境を提供していくためには、簡易水道、公共下水道及び農業集落排水の安定経営を継続するとともに、災害時の対応を検討していく必要があります。役場頼りではない、自助、互助、共助の考えを基にした自主防災会の役割を明確化していく必要があります。また、給水の確保など災害時に必要な設備等についても整備するとともに、消防団員が年々減少しているため、団員確保を図っていかねばなりません。

また、居住環境については、住む場所が確保できていないため、利用者が求める居住環境に即した住居を検討していく必要があります。

(2) 施策の方向

① 住生活環境の整備

- 町営住宅の整備や空き家の利活用により、安全な住宅を供給します。
- 上下水道施設の整備により、安全・安心で、安定的な水利用を進めます。
- 情報通信網の維持管理及び混み合う時間帯の不便さの解消など改善を進めます。
- 適正な土地の運用及び維持管理のため地籍調査を実施します。

② 交通環境の整備

- 民間バスや町営バス等、公共交通の利便性を向上させるための取り組みを行います。
- 交通アクセスの改善や通行の安全性の向上を図るための道路整備に努めます。
- 子どもや高齢者、障害者でも利用しやすいユニバーサルデザインに対応した道路環境を整えます。
- 自動運転システムなど先進的技術の活用可能性について検討していきます。

③ 防災防犯体制の強化

- 消防・救急体制の充実を図り、有事の際の対応力を強化します。
- 住民の防災意識を高めるための各種啓発や訓練を実施します。

- 公的施設や避難所の耐震改修や整備により、防災対応力を高めます。
- 各関係機関や住民団体と連携し、防犯体制強化を図ります。

(3) 重点施策

- ◇ 町営住宅のストックの現状、入居世帯の状況及び住宅事情を踏まえた、ニーズに合ったストック計画の策定
- ◇ 移住定住戦略を考慮した住宅整備の実施
- ◇ 設楽町簡易水道事業耐震化等整備計画に基づく、地震や台風等の災害に強い給水施設の整備
- ◇ ネット環境が混み合う時間帯でも不便なく使えるよう検討
- ◇ 適正な土地の運用及び維持管理のための地籍調査の継続実施
- ◇ 公共交通の利便性を確保するための取り組み
- ◇ 地域住民の整備要望等を踏まえた、安心安全に利用できる道路整備・維持修繕の実施
- ◇ ダム事業に関連する道路整備にかかる、水源地域整備計画・振興計画に基づく計画的な実施
- ◇ 消防・救急体制の充実に向けた具体的な取り組み
- ◇ 防災訓練などを通じた住民の防災意識の向上
- ◇ 公的施設や一般住宅の耐震化の推進
- ◇ 田口地区における公共下水道の整備推進

(4) 成果指標

指標名	現状値 (R3)	目標値 (R8)	出所
汚水処理人口の普及率	89.4%	95.0%	町生活課
町道の改良延長 (累計)	202.5km	207km	町建設課
林道の舗装延長 (累計)	100km	105km	町建設課
橋梁の長寿命化修繕件数 (累計)	17 件	21 件	町建設課
公共交通の住民一人あたりの利用回数	7.9 回/年	7.9 回/年	町企画ダム対策課
防災アプリの加入促進	7.2%	50%	町総務課
基本消防団員数の確保	126 人	120 人	町総務課
水道管の耐震化率	40%	42%	町生活課

【参考】関連計画

- ・ 設楽町防災計画（毎年度改訂）
- ・ 設楽町営住宅長寿命化計画（令和 2(2020)～11(2029)年度）
- ・ 設楽町簡易水道事業耐震化等整備計画（令和 3(2021)～7(2025)年度）
- ・ 第2次北設楽郡地域公共交通網形成計画（令和 3(2021)～5(2023)年度）

5 支えあいと助けあいによる安心福祉のまちづくり

(1) 現状と課題

高齢化率が高く、保健・医療、介護等の福祉サービスの需要が大きいのが現状です。国保、介護、後期高齢が一体となり、重病化予防対策を実施し、少しでも健康寿命の延伸につながるように具体的な事業の推進を図る必要があります。また、高齢者世帯やひとり暮らし世帯の増加により、配食サービスなどによる見守りサービスをはじめ、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療体制や移動手段などのあり方を検討していく必要があります。特に、医療体制を維持するためには医師及び看護師の確保、また、持続可能な福祉サービスを提供するためには各種サービスを行う職員の確保が、重要な課題となっています。

障害者支援については、地域での雇用の場が少ないこと、また、親の高齢化や核家族化により家族での見守りが困難になっていくことが懸念されているため、その対策に取り組む必要があります。

また、子育て支援については、子育て世帯が設楽町で子育てしたいと思えるよう、支援環境を充実させていく必要があります。

(2) 施策の方向

① 健康づくり・医療体制の充実

- 住民健診の受診勧奨や健康教室を通して、住民一人ひとりの健康意識を高めます。
- 地域医療連携ネットワークシステムの有効活用をはじめ、近隣の中核病院等との連携を強化し、地域医療体制の充実を図ります。

② 子育て支援環境の充実

- 妊娠、出産に関する悩みや不安を軽減し、親子の心身をケアする体制の充実を図ります。
- 保育環境の拡充により、働きながらも子育てしやすい環境を整備します。
- 子育て支援施策の拡充により、子育てをしたいと思われる環境を整備します。

③ 高齢者福祉環境の充実

- 地域包括ケアを推進し、医療・介護・予防の一体的な提供を目指します。

-
- 高齢者の介護予防活動の支援とともに、予防に取り組む年齢層の早期化を図り、健康寿命の延伸に取り組みます。

④ 障害者福祉環境の充実

- 障害者の就労支援施策を関係機関と連携して拡充し、障害者の自立を支援します。
- 障害者の社会生活のサポートや在宅サービスを充実させ、安心して過ごせる環境づくりに取り組みます。

⑤ 地域福祉環境の充実

- 身近な地域の中で支えあい、助けあうことができるよう、住民意識を醸成します。
- 福祉分野の自主団体の活動を支援します。
- 住民、行政、病院、事業者、各種団体等、福祉、医療に関わる関係主体が連携できる体制を拡充します。
- 要援護者、生活困窮者等、困難な状況に置かれている方の支援や受け皿の確保を目指します。

(3) 重点施策

- ◇ 各年齢層に応じた健康づくり活動の充実
- ◇ 助産師相談や妊産婦教室などの相談体制の整備
- ◇ 不妊治療費の助成を継続実施
- ◇ 保育園の延長保育時間の拡大に向けた体制づくり
- ◇ 障害者の就労先の確保
- ◇ 福祉分野の自主団体の活動継続・拡充の支援
- ◇ 地域包括ケア体制の推進
- ◇ 在宅生活が困難な高齢者等の居場所や生活支援策の確保
- ◇ つぐ診療所における地域医療連携ネットワークの整備推進
- ◇ 住民や行政、福祉・医療の関係機関等による連携体制の更なる充実

(4) 成果指標

指標名	現状値 (R3)	目標値 (R8)	出所
特定健診（国保）の受診率	48.6%	60%	町保健福祉センター
「この地域で子育てしたいか」	93.6%	100%	町保健福祉センター
要介護等認定率	23.9%	20%以内	町高齢者福祉計画
福祉施設等から一般就労に移行した障害者数（累計）	0人	2人	町障害福祉計画

【参考】関連計画

- ・いきいきしたら計画第2次計画（平成30(2018)～令和9(2027)年度）
- ・設楽町子ども・子育て支援事業計画（令和2(2020)～6(2024)年度）
- ・設楽町障害者計画（平成30(2018)～令和5(2023)年度）
- ・設楽町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（令和3(2021)～5(2023)年度）
- ・設楽町高齢者福祉計画（令和3(2021)～5(2023)年度）
- ・設楽町国民健康保険データヘルス計画（令和4(2022)～5(2023)年度）

6 人とまちの未来を育む教育文化のまちづくり

(1) 現状と課題

学校教育については、小中学校の学校規模適正化を進める中で統廃合を行い、令和6年度より1中4小体制となることから、これまで以上に児童生徒の地域を愛する心や地域住民の意識の醸成に力を入れていくことが不可欠です。あわせて、学校統合に向けた積極的な交流機会の創出をはじめ、児童生徒の精神的不安の払拭、軽減に向けた取り組みも必要となってきます。

生涯スポーツ・生涯学習講座については、趣味の多様化や高齢化等により参加者、希望者が減少しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動が十分にできないことで意欲の低下もみられます。新しいスポーツ等の導入や活動発表の機会を設けるなど、対策を講じる必要があります。また、奥三河郷土館を拠点とした郷土の魅力の再発見や各種企画を展開するとともに、文化財の適切な管理等に引き続き取り組む必要があります。

全体を通して、まちに誇りと愛着をもてる人材の育成に努めていく必要があります。

(2) 施策の方向

① 小中学校の学校規模適正化の推進

- 地域住民の声を十分に反映しつつ、今後の教育推進に適した学校規模の適正化を図ります。

② 「生きる力」を育む学校教育の推進

- 児童生徒一人ひとりに対応した教育を推進し、生きる力と豊かな心を持った人材を育成します。
- 地域と連携した学校運営や教育を推進するとともに、本町の特性を活かしたICTや英語、キャリア教育等の充実を図ります。
- 持続可能な開発目標であるSDGsの理念を踏まえた教育を推進するほか、大規模災害や感染症拡大などあらゆる状況下でも学びの保障がなされるよう環境整備を進めます。

③ 青少年の健全育成

- 「子どもは地域全体で育てる」という考えのもと、道徳教育を推進して児童生徒の豊かな心を育むとともに、健康教育や食育等を学習する機会を設けて心身ともに充実を図ります。
- いじめや差別、不登校など様々な悩みごとに関する相談体制を整えます。

④ 生涯学習の推進と文化芸術の振興

- 生涯学習講座やスポーツによる健康づくり事業など、子どもから大人まで幅広い年代で参加できる活動機会を創出するとともに、各種社会教育活動が活性化するよう育成、支援します。
- 図書館機能の更なる充実を図るほか、広く町民に向けて音楽や美術、芸術などの文化鑑賞の機会を設けるなど、文化芸術活動の推進に努めます。

⑤ 国際・国内交流の推進と歴史的文化の保存伝承

- 次代を担う若者の国内外における研修事業を進めるとともに、幅広く交流の機会を創出します。
- 奥三河郷土館等の収蔵展示施設を有効活用して地域の魅力を発信していくとともに、多くの有形・無形文化財の保護に取り組みます。

(3) 重点施策

- ◇ 学校規模適正化の着実な推進
- ◇ 児童生徒の健全な育成
- ◇ 小中学校における ICT 学習の更なる推進
- ◇ 生涯学習やスポーツ行事等の充実による地域活力の向上
- ◇ 人材育成研修の方向性の整理と事業の充実
- ◇ 両図書館の特徴を生かした利用の促進
- ◇ 奥三河郷土館等収蔵展示施設の利活用と文化財の周知
- ◇ 田口高校の魅力化の推進

(4) 成果指標

指標名	現状値 (R3)	目標値 (R8)	出所
町内中学校から田口高校への進学率	54.5%	55%	町教育委員会
生涯学習講座、芸術文化鑑賞会、町民文化祭の年間参加者数	—	1,000 人	町教育委員会
スポーツ施設年間利用者数	20,091 人	22,000 人	町教育委員会
図書館年間利用者数	4,268 人	5,000 人	町教育委員会
奥三河郷土館入館者数（累計）	9,427 人	10,000 人	町教育委員会
奥三河郷土館主催の企画展、講座等の年間開催回数	0 回	14 回	町教育委員会

【参考】関連計画

- ・設楽町教育振興基本計画（令和 4(2022)～8(2026)年度）

第4章 計画の推進に向けて

1 推進体制

まちづくりを総合的かつ計画的に推進等するため、設楽町総合計画審議会条例に基づき「設楽町総合計画審議会」を設置しています。設楽町総合計画審議会は、総合計画の策定をはじめ、まちづくりの推進について審議しています。そのため、有識者や関係機関、関係団体、町民の代表者により構成し、幅広い意見の聴取に努めています。

総合計画の推進にあたっては、総合計画審議会において計画の進捗状況等について報告し、審議結果をその後のまちづくりに反映するよう努めるとともに、庁内各課や愛知県などの関係機関、町内・郡内の関係団体との連携、住民との協働に取り組みます。

2 進捗管理

「まちに活気・まちに愛着・まちに自信 “豊かな自然と魅力的な人にめぐまれ、活気に満ちたまち”」の実現に向け、この計画の分野別行動指針において、成果指標を掲げています。これら指標のデータを定期的に把握し、そのデータの分析結果などに基づき、施策や取り組みの充実、見直し等を図る手法（EBPM※）により、この計画の分野別行動指針の進捗管理を実施します。

なお、分野別行動指針の進捗状況については、総合計画審議会より意見等を聴取するとともに、住民と情報を共有し、住民とともに成果目標の達成を目指すことにより、設楽町のまちづくりの効果的な推進を図ります。

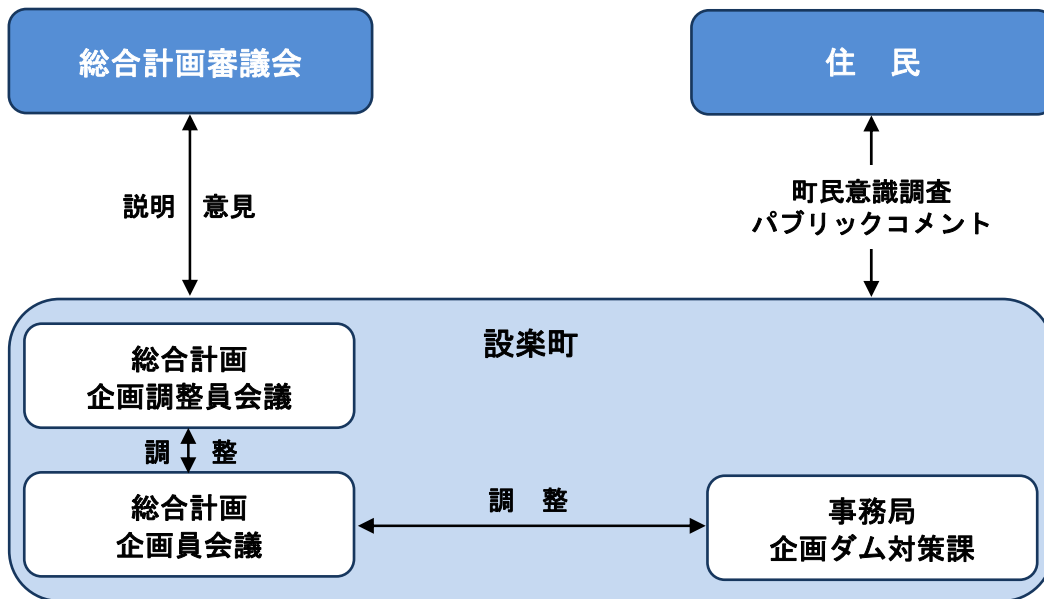
※EBPM（Evidence Based Policy Making）：政策の企画をエピソードなどに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で客観的データなど合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする。

參考資料

I 中間見直し体制

第2次設楽町総合計画の中間見直しにあたっては、町の現状や行政の取り組みに対する住民の意識を把握するため、アンケート調査等を実施し、これらを踏まえた中間見直し案について、設楽町総合計画審議会において審議いただきました。

○策定体制



○設楽町総合計画審議会条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 30 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、設楽町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、町の総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

○設楽町総合計画審議会規則

平成 17 年 10 月 1 日

規則第 22 号

(設置)

第 1 条 この規則は、設楽町総合計画審議会条例(平成 17 年設楽町条例第 30 号)第 5 条の規定に基づき、設楽町総合計画審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(選出区分)

第 2 条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 15 人以内
- (2) 関係機関及び団体の代表 10 人以内

(会長)

第 3 条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(審議会)

第4条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会においては、会長が議長となる。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第5条 審議会に専門の事項について調査及び審議させるために専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員及び専門委員で構成する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月2日規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に在職する委員は、その任期が満了するまでの間、改正後の規則の規定により委嘱された委員とみなす。

○設楽町総合計画審議会委員名簿

【委員任期】令和4年4月1日～令和6年3月31日

区分	所属団体等	氏名	備考
会長	学識経験者	長坂 英樹	公 募
委員	愛知東農業協同組合代表	熊谷 浩一	農 業
委員	設楽森林組合代表	佐々木公仁	林 業
委員	愛知県淡水養殖漁業協同組合代表	米花 晃雄	漁 業
委員	設楽町商工会代表	関谷 健	産 業
委員	北設楽郡医師会代表	伊藤 隆啓	医療機関
委員	愛知県立田口高等学校代表	鈴木 敏夫	教育機関
委員	設楽町小中学校長会代表	後藤 克史	教育機関
委員	愛厚木一△設楽苑代表	金田 成保	福祉機関
委員	町民代表	原田 陽子	公 募
委員	町民代表	小西 忠信	公 募

※敬称略

○設楽町総合計画企画員会議及び総合計画企画調整員会議設置要領

平成17年10月1日

訓令第20号

1 設置

設楽町総合計画の「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の策定並びにその推進のために、設楽町総合計画企画員会議（以下「企画員会議」という。）及び設楽町総合計画企画調整員会議（以下「企画調整員会議」という。）を設置する。

2 所掌事務

(1) 企画員会議

- ア 現行計画の進行状況の点検
- イ 新計画の基本方針、事業、施策等の検討
- ウ 新計画素案の執筆
- エ 新計画の事業計画の作成
- オ 総合計画の作成及び推進に関する各種連絡調整

(2) 企画調整員会議

- ア 企画員会議における各種事務全般に係る助言指導
- イ 総合計画作成推進に関する総合調整

3 構成

(1) 企画員会議は、町長から命ぜられた職員で構成する。

- ア 企画員会議は、原則として35人以内の企画員で構成するものとする。
- イ 企画員会議に会長を置き、企画ダム対策課長をもって充てる。
- ウ 企画員会議に専門部会（それぞれの分野で専門的に調査研究する。）を置くことができる。

(2) 企画調整員会議は、副町長、教育長並びに参事、課(局、室)長及び主幹で構成し、町長から命ぜられる。

- ア 企画調整員会議に会長を置き、副町長をもって充てる。
- イ 企画調整員は、企画員会議の専門部会に必要な応じて参加することができる。

4 運営

企画員会議及び企画調整員会議は、会長が必要に応じて招集し、それを統括する。

5 任期

企画員及び企画調整員の任期は、町長から命じられた日の属する年度内とする。

6 庶務

企画員会議及び企画調整員会議の庶務は、企画ダム対策課において処理する。

7 その他

この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、会議で協議し、決定する。

附 則

この訓令は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日訓令第 3 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日訓令第 4 号）

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

○設楽町総合計画企画調整員会議

区 分	役職	氏 名	備考
会 長	副町長	久保田美智雄	
委 員	教育長	大須賀 宏明	
委 員	総務課長	鈴木 浩典	
委 員	企画ダム対策課長	関谷 恭	
委 員	財政課長	原田 誠	
委 員	出納室長	今泉 宏	
委 員	町民課長	村松 一	
委 員	したら保健福祉センター所長	後藤 武司	
委 員	産業課長	今泉 伸康	
委 員	産業課次長	依田 佳久	
委 員	建設課長	小川 泰徳	
委 員	生活課長	村松 浩文	
委 員	教育課長	遠山 雅浩	
委 員	総合支所長兼管理課長兼津具保育園長	佐々木 智則	
委 員	管理課次長	伊藤 健治	
委 員	議会事務局長	加藤 直美	

○設楽町総合計画企画員会議

区 分	所属	氏 名	備考
会 長	企画ダム対策課長	関谷 恭	
委 員	総務課	米倉 和彦	
委 員	企画ダム対策課	武川 哉巳	
委 員	財政課	加藤 志歩	
委 員	町民課	寺田 暁人	
委 員	したら保健福祉センター	今泉 栄子	
委 員	産業課	平松 卓	
委 員	建設課	伊藤 誠	
委 員	生活課	秦野 剛史	
委 員	教育委員会	林 克洋	
委 員	管理課	原田 明美	

2 中間見直し経過

年 月 日	内 容
令和4年4月18日	第1回企画員会議 (住民意見の反映等について)
令和4年5月16日	第1回総合計画審議会 (「現状と課題」等について)
令和4年5月23日	第2回企画員会議 (課題の整理等について)
令和4年6月20日	第3回企画員会議 (「成果指標」の見直し等について)
令和4年9月1日～15日	町民意識調査の実施
令和4年10月25日	第4回企画員会議 (町民意識調査の結果報告及び「施策の方向」、「重点施策」の見直し等について)
令和4年11月18日	第1回企画調整員会議 (町民意識調査の結果報告及び中間見直し(素案)等について)
令和4年11月28日	第5回企画員会議 (「プロジェクト」の見直し等について)
令和4年12月13日	第2回総合計画審議会 (中間見直し(案)等について)
令和4年12月27日～ 令和5年1月16日	パブリックコメントの募集
令和5年2月13日	第2回企画調整員会議 (中間見直し(最終案)等について)
令和5年2月15日	町議会全員協議会 (中間見直しの進捗状況報告について)
令和5年2月28日	第2回総合計画審議会 (中間見直し(最終案)等について)

第2次設楽町総合計画 中間見直し

発行年月 令和5（2023）年3月

発行者 設楽町

〒441-2301

愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前14番地

TEL 0536-62-0511

FAX 0536-62-1675

Email kikaku@town.shitara.lg.jp

